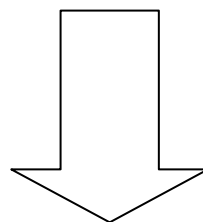


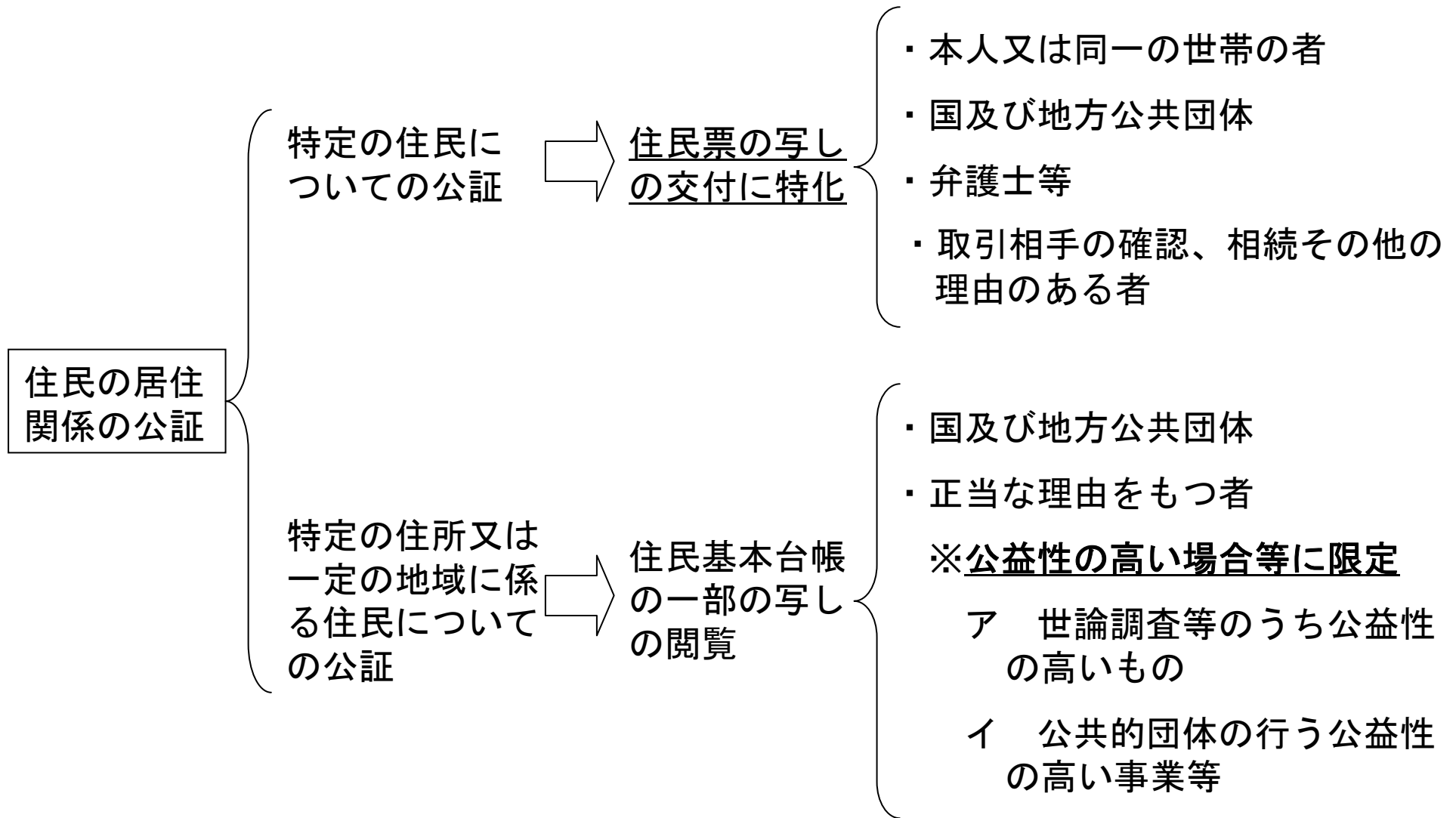
住民基本台帳の閲覧制度の見直し

何人でも閲覧を請求できるという
現行の閲覧制度は**廃止**



国及び地方公共団体、正当な理由
(公益性の高い場合等)をもつ者のみ
閲覧請求できるという制度として**再構築**
(審査手続の整備等)

住民の居住関係の公証制度の見直し



審査の厳格化及び選挙人名簿抄本の閲覧制度の見直し

○閲覧の審査 →

- ・ 審査手続の整備、個人情報管理・廃棄について審査
- ・ 閲覧した者を原則公表
- ・ 閲覧した情報の管理について報告を求める規定を整備
- ・ 過料の引上げ等を検討

○住民票の写し及び戸籍の附票の写しの交付
身分証明書の提示等本人確認を厳格化等
職務上請求の手続の明確化

○選挙人名簿抄本の閲覧制度
住民基本台帳の一部の写しの閲覧制度に準じて手続等を整備